

汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託を実施するに当たり、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1) 名称

汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託

(2) 目的

本業務は、基本計画に基づき DB+0 方式で実施する汚泥再生処理センターの整備にあたり、基本設計の策定から事業者との契約に至る一連の業務について、必要となる法務及び技術面などの支援並びに調査・検討並びに資料作成等の支援を行う。

(3) 業務委託内容

「汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託仕様書」参照

(4) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

3 予算額

業務等に要する費用の上限は、29,986,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、令和 7 年度の契約限度額は、14,993,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 実施形式 公募型プロポーザル競争

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成 18 年規則第 81 号）又は熊谷市物品等競争入札の資格等に関する規則（平成 18 年規則第 82 号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

(2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成 17 年訓

令第62号)又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱(平成19年訓令第50号)による措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) (1)の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未登載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア 概要書(参考様式1)

イ 使用印鑑届(参考様式2)

ウ 法人にあっては、履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)

エ 個人にあっては、身分(身元)証明書及び誓約書

オ 財務諸表

カ 法人にあっては、直近年度の法人市民税(事業所が市内にある場合の

- み)、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- キ 個人にあつては、直近年度の市民税（市内に住所がある場合のみ）、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ク 業務経歴書
- ケ 個人にあつては、成年被後見人、被補佐人、被補助人又は未成年である場合は同意書（申請日前３か月以内に作成したもの）
- コ 当該業務に関連する登録（許可）証明書又は登録通知書等の写し
- (7) 元請として、過去１０年以内（平成２７年４月１日から令和７年３月３１日までの間）に、以下全ての業務を完了した実績を有すること。
- ア 国又は地方公共団体等が発注するし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの基本設計策定業務の完了実績。
- イ 国又は地方公共団体等が発注するし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの発注支援業務の完了実績。
- (8) 契約後、当該委託に対応する管理技術者等を「汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託仕様書」の第１章第１１節に従い配置できること。（確認資料として資格を証明する書類の写しを必要とする。）なお、配置する管理技術者等は、公告日現在において、参加希望者と直接的かつ１年以上の恒常的な雇用関係にあること。（確認資料として健康保険証の写し又は雇用保険被保険者の写しを必要とする。）

6 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式１）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。

※ 電子メール送信後、質問未受領防止のため必ず環境部環境推進課に電話し着信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問期限

令和７年４月９日（水）１７時まで

(3) 提出先

環境部環境推進課

電子メール kankyosuishin アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ 「アットマーク」は「@」に置き換えてください。

(4) 回答方法

質問及び回答は、市ホームページに掲載する。

(5) 回答日

令和 7 年 4 月 1 4 日（月）

7 参加申込手続及び一次審査

(1) 提出書類

プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

提出書類	部数
参加申込書（様式 2）	1 部
会社等概要整理表（様式 3）及び会社パンフレット等	1 3 部
業務実績調書（基本設計業務）（様式 4－1）	1 3 部
業務実績調書（発注支援業務）（様式 4－2）	1 3 部
業務実施体制及び体制図（様式 5）	1 3 部
管理技術者（総括責任者）実績調書（様式 6－1）	1 3 部
担当技術者（業務責任者）実績調書（様式 6－2）	1 3 部
照査技術者実績調書（様式 6－3）	1 3 部
業務実績書及び各技術者の実績調書で記載した業務実績の内容を証する書類（テクリスの写し等）	1 3 部
管理技術者等の資格を証明する書類の写し及び健康保険証の写し又は雇用保険被保険者証の写し	1 3 部

(2) 提出期限

令和 7 年 4 月 1 7 日（木） 1 7 時まで

(3) 提出先

環境部環境推進課

(4) 提出方法

持参、郵送もしくは電子メールにより提出すること。

※ 提出は、1 部毎に A 4 フラットファイル等に綴じて提出すること。

郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

電子メールによる場合は、PDF 化したデータとし、部数は各 1 件ずつ添付することとする。送信後は、電話による受信確認の実施を行うものとする。

(5) 一次審査

ア 審査方法

提出された参加申込書、会社等概要整理票及び業務実績調書等を環境推進課において審査し、二次審査対象を選出する。

(6) 審査結果通知

書類審査で二次審査対象として選出された者に「二次審査対象に関する通知」を行う。また、二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を書面にて通知する。

8 二次審査

(1) 提出書類

二次審査対象となった者は、提出期限までに次の書類を提出する。

提出書類	部数
企画提案書（様式7）	13部
見積書	13部
業務工程表	13部
その他必要とする書類	13部

ア 企画提案書の構成

(ア) 企画提案書表紙（様式7）

(イ) 企画提案書（A4判様式任意、縦使い横書き、両面印刷可、最大10枚（20ページ）まで）

- ・業務を進める上での課題とその対応策が的確に整理されているか。
- ・本市の状況を理解し、実現可能な提案となっているか。
- ・文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- ・A3判の折り込みは可とする。ただし2ページ扱いとする。

(ウ) 見積書（A4判様式任意）

年度毎の見積金額と内訳を詳細に記載し、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、見積書の正本1部には代表者印を押印すること。

(エ) 業務工程表（A4判又はA3判様式任意）

(オ) その他必要に応じて資料を添付

(2) 提出期限

令和7年5月8日（木）17時まで

(3) 提出先

環境部環境推進課

(4) 提出方法

持参、郵送もしくは電子メールにより提出すること。

※ 提出は、1部毎にA4フラットファイル等に綴じて提出すること。

郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

電子メールによる場合は、PDF 化したデータとし、部数は各 1 件ずつ添付することとする。送信後は、電話による受信確認の実施を行うものとする。

(5) 審査方法

提出された企画提案書、事務実績調書等について、以下の方法により汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

ア 日時

令和 7 年 5 月 1 6 日（金）

イ 場所

熊谷市宮町二丁目 3 9 番地

熊谷市立商工会館 3 階 3 号室

ウ 持ち時間

各社 3 0 分以内（プレゼンテーション 2 0 分以内、委員からの質疑 1 0 分以内）

パソコン及びレーザーポインターは各者で持ち込むものとし、スクリーン及びプロジェクターは市で用意する。

エ 内容

提案書の内容について、原則として提案書類に記載されている管理技術者、担当技術者のいずれかが説明を行うこととする。なお、審査委員会委員が行う質問に対する回答も、管理技術者、担当技術者のいずれかが行うこととする。

オ 特別な理由なく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

(6) 評価方法

ア 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価し、各委員の評価点を合計する。

イ 選定

合計の評価点で最高点を得たものを契約候補者として選定する。なお、最高点を得たものが 2 者以上ある場合は、「業務の実施方針・事業の理解度」の点数が最も高い者を候補者とする。更に同点の場合は、「業務の実施方法」の点数が最も高い者を候補者とする。

最高点に続く合計評価点を得たものを次点候補者、第 3 位の合計評価点を得た者を第 3 候補者として特定する。

ウ 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員一人当たり）

評価項目	評価基準	配点
企業の業務	・し尿処理施設及び汚泥再生処理センターの基本設	10 点

実績	計策定業務、発注支援業務の十分な完了実績を有しているか。	
配置予定技術者の資格・経験	・管理技術者、担当技術者、照査技術者が有用な資格を有しているか。 ・し尿処理施設及び汚泥再生処理センターに関し技術者として関わった十分な実績及び経験を有しているか。	10 点
業務の実施体制	・業務の履行に十分な体制になっているか。	10 点
業務の実施方針・事業の理解度	・本市の「汚泥再生処理センター整備基本計画」等の内容を踏まえた実施方針が示されているか。 ・業務目的や業務内容を適切に理解し、本市の要求に応えられるものとなっているか。	20 点
業務の実施方法	・業務の実施時期が明確であり、実現可能なスケジュールが計画され、業務内容ごとの的確に整理され説明されているか。 ・作業内容に具体性と現実性があり、十分な業務成果が期待できる内容となっているか。 ・課題や留意事項を抽出し、それについての適切な対応方法があるか。	15 点
プレゼンテーション及び質疑に対する対応	・管理技術者、担当技術者の業務に対する理解度が十分であるか。 ・業務に対する意欲やコミュニケーション能力が十分であり、円滑な業務遂行が期待できるか。	10 点
その他の提案	・自社の独自性や優位性を活かした提案となっているか。 ・上記以外で配慮すべき事項や効果的な提案などがあるか。	10 点
提案価格	(最低提案価格／提案価格) ×15 点 ＊小数点以下第2位を四捨五入	15 点
合 計		100 点

エ 最低基準点の設定

最低基準点については、合計評価点が6割以上とする。ただし、1者のみの応募の場合は、配点表の合計から提案価格点を除いた点数の6割とする。

オ プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の

対象としない。

(7) 審査委員会委員

- ア 総合政策部長
- イ 環境部長
- ウ 上下水道部長
- エ 施設マネジメント課長
- オ 下水道課長
- カ 環境政策課長
- キ 環境推進課長
- ク 第一水光園所長

(8) 協議

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者は改めて見積書を提出するものとする。

契約候補者との協議が不成立となった場合は、次点候補者と同様の協議を行うものとする。

なお、次点候補者との交渉も不調に終わった場合は、さらに第3候補者をもって優先交渉権者とするが、それでも交渉が整わない場合は、選定をやり直すこととする。

9 選定結果

(1) 通知方法

全提案者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期

令和7年5月下旬（予定）

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

- ア 契約候補者の名称
- イ 全提案者の名称（申込順）
- ウ 全提案者の評価点（得点順）
- エ 契約候補者の選定理由
- オ 汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る事務以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき取り扱うものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において複製を行うことがある。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることができる。
- (6) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

11 情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は、選定後の公開とする。

12 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに環境推進課宛に提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

13 日程

令和7年4月	2日（水）	実施公告及び参加申込開始
4月	9日（水）	質問締切
4月14日	（月）	質問に対する回答
4月17日	（木）	参加申込、一次審査提出書類締切
4月23日	（水）	一次審査決定通知
5月	8日（木）	二次審査提出書類締切
5月16日	（金）	プレゼンテーション審査
5月下旬		選定委員会への報告
5月下旬		選定結果通知

14 問合せ先

熊谷市環境部環境推進課環境衛生係 堀口・水沼

電話：048-536-1570（内線210）

FAX：048-536-2009

E-mail：kankyosuishin アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ 「アットマーク」部分は「@」に置き換えてください。